⑻　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては東北防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

⑽　本工事における主任技術者又は監理技術者の専任期間は令和２年４月１日から令和３年11月30日までとする。ただし、「監理技術者制度運用マニュアル」（最終改正　平成28年12月19日付け国土建349号）に該当する期間は除く。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和元年12月３日付東北防衛局長）に示す手続きに従い、空自秋田（元）宿舎新設建築工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　防衛省における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」で級別の格付を受け、東北防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,000点以上であること。

⑸　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成16年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、次の要件を満たす新設又は改修建築工事を施工した実績を有すること。

ア　構造　鉄筋コンクリート造（ＲＣ造）又は鉄骨鉄筋コンクリート造（ＳＲＣ造）

イ　建物規模　３階建て以上かつ延べ面積2,800㎡／棟以上

また、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成16年度以降入札公告日までに、完成・引渡しが完了した工事のうち、次の要件を満たす新設又は改修建築工事を施工した実績を有すること。

ア　構造　鉄筋コンクリート造（ＲＣ造）又は鉄骨鉄筋コンクリート造（ＳＲＣ造）

イ　建物規模　２階建て以上かつ延べ面積1,400㎡／棟以上

工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

建設共同企業体の構成員としての実績を使用する場合は、２者による企業体にあっては出資比率が30％以上、３者による企業体にあっては出資比率が20％以上のものに限る。また、いわゆる分担施工目的の企業体の場合は、出資比率に限らずどの部分の工事を施工したかにより実績を判断するため、施工部分のわかる資料を提出すること。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築士、１級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者。

イ　平成16年度以降入札公告日までに、完成・引渡しが完了した工事のうち、次の要件を満たす新設又は改修建築工事の施工経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

(ｱ)　構造　鉄筋コンクリート造（ＲＣ造）又は鉄骨鉄筋コンクリート造（ＳＲＣ造）

(ｲ)　建物規模　２階建て以上かつ延べ面積1,400㎡／棟以上

工事成績の評定点が65点未満のものを除く。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

⑻　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、次の基準を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

ア　二級建築士、２級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者。

イ　平成16年度以降入札公告日までに、完成・引渡しが完了した工事のうち、次の要件を満たす新設又は改修建築工事の施工経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

(ｱ)　構造　鉄筋コンクリート造（ＲＣ造）又は鉄骨鉄筋コンクリート造（ＳＲＣ造）

(ｲ)　建物規模　平屋建て以上かつ延べ面積700㎡／棟以上

工事成績の評定点が65点未満のものを除く。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

⑼　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、東北防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　東北防衛局が発注した「建築一式工事」のうち平成29年度及び平成30年度に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

⑾　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑿　入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⒀　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の評価項目は、次のアからウまでとし、詳細は入札説明書による。

ア　技術提案

・「宿舎建設地の周辺住民等に対する安全対策及び周辺生活環境保全の取組に関する提案」

・「躯体・仕上げ工事に関する品質管理及び施工管理に関する提案」

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　施工体制

⑵　総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　算出方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、⑴ア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、加算点の最高点数は40点とする。